

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月18日
【届出者の氏名又は名称】	ウブシロン投資事業有限責任組合 無限責任組合員 META Capital株式会社 代表取締役 税所 篤
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区赤坂9丁目7番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂9丁目7番2号
【電話番号】	03-3408-3100
【事務連絡者氏名】	無限責任組合員 META Capital株式会社 ディレクター 橋本 希有子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ウブシロン投資事業有限責任組合 (東京都港区赤坂9丁目7番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ウブシロン投資事業有限責任組合をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、澤田ホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

ハーン銀行は、2020年6月8日、the Bank of Mongolia（以下「モンゴル銀行」といいます。）の担当者に事前承認の審査の状況について照会したところ、審査手続を進めていること及び審査のために追加の情報・書類を必要としていることを伝えられたこと、ハーン銀行は、対象者から、口頭のみならず文書でもモンゴル銀行の担当者に照会して欲しいと要請され、また、文書によって照会し、速やかな審査を望んでいる意思を明確にすることで事前承認の審査に要する時間の短縮にもなると考えたため、モンゴル銀行に対して、事前承認の申請を承認するか否か、及び、事前承認の取得に関して追加書面の提出を要求するか否かについて連絡することを要請する2020年6月9日付のモンゴル銀行宛て書面を提出したこと、並びに公開買付者が、以上の経緯を、同月10日に、対象者から伝えられたこと等に伴い、2020年2月20日付で提出いたしました公開買付届出書（同年3月9日付、同月24日付、同年4月6日付、同月20日付、同年5月20日付、同月26日付及び同年6月8日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針  
本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

6 株券等の取得に関する許可等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第1【公開買付要項】

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

加えて公開買付者は、本書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、2020年6月8日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を2020年6月22日(月曜日)まで延長し、公開買付期間を合計82営業日とすることといたしました。

(中略)

また、公開買付者は、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと等を要請する2020年5月29日付のモンゴル銀行宛て書面を、同年6月2日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の通り、同書面には、公開買付者が事前承認の取得のためにモンゴル法上必要な全ての情報や本公開買付けの資金源に関する情報について補足説明する書面を提出したこと、そのため事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請すること、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡してほしい(具体的な返答期限は記載していません。)旨が記載されております。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、上記の2020年5月29日付モンゴル銀行宛て書面に対する返答があった場合等その他事前承認の取得に関して進展があった場合、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

(後略)

(訂正後)

(前略)

加えて公開買付者は、本書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、2020年6月8日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を2020年6月22日(月曜日)まで延長し、公開買付期間を合計82営業日とすることといたしました。さらに、公開買付者は、本書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、2020年6月18日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を2020年7月2日(木曜日)まで延長し、公開買付期間を合計90営業日とすることといたしました。

(中略)

また、公開買付者は、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと等を要請する2020年5月29日付のモンゴル銀行宛て書面を、同年6月2日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の通り、同書面には、公開買付者が事前承認の取得のためにモンゴル法上必要な全ての情報や本公開買付けの資金源に関する情報について補足説明する書面を提出したこと、そのため事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請すること、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡してほしい(具体的な返答期限は記載していません。)旨が記載されております。

さらに、上記2020年5月29日付モンゴル銀行宛て書面に対する回答がモンゴル銀行から無かったため、対象者の要請に従い、ハーン銀行は、2020年6月8日、モンゴル銀行の担当者に事前承認の審査の状況について照会したところ、審査手続を進めていること及び審査のために追加の情報・書類を必要としていることを伝えられました(ただし、追加で必要な情報・書類の内容について具体的には伝えられておりません。)。その後、ハーン銀行は、対象者から、口頭のみならず文書でもモンゴル銀行の担当者に照会して欲しいと要請され、また、文書によって照会し、速やかな審査を望んでいる意思を明確にすることで事前承認の審査に要する時間の短縮にもなると考えたため、モンゴル銀行に対して、事前承認の申請を承認するか否か、及び、事前承認の取得に関して追加書面の提出を要求するか否かについて連絡することを要請する2020年6月9日付のモンゴル銀行宛て書面を提出したとのことです。公開買付者は、以上の経緯を、同月10日に、対象者から伝えられました。なお、同書面には、具体的な返答期限は記載されていません。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、上記の2020年5月29日付モンゴル銀行宛て書面又は2020年6月9日付モンゴル銀行宛て書面に対する返答があった場合等その他事前承認の取得に関して進展があった場合、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

(後略)

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

(前略)

なお、公開買付者は、上記のとおり、公開買付期間を2020年6月22日まで延長したため、同年3月31日までに対象者株式を取得し同日を基準日とする配当を取得すること、同年3月中に本公開買付けの決済を行い対象者を子会社化すること、及び同年5月末までに対象者に対し役員を派遣することは困難な状況になりましたが、対象者を子会社化し、対象者に対し役員を派遣する方針に変更はなく、本公開買付けの終了後速やかに決済を行い対象者を子会社化するとともに、本公開買付けの終了後可能な限り速やかに対象者に対し役員を派遣することを予定しております。

(中略)

また、公開買付者は、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する同年5月29日付のモンゴル銀行宛て書面を、同年6月2日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出したことから、公開買付者は、公開買付期間を、同月22日(月曜日)まで延長し、公開買付期間を合計82営業日とすることといたしました。

(中略)

また、公開買付者は、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと等を要請する2020年5月29日付のモンゴル銀行宛て書面を、同年6月2日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。同書面には、公開買付者が事前承認の取得のためにモンゴル法上必要な全ての情報や本公開買付けの資金源に関する情報について補足説明する書面を提出したこと、そのため事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請すること、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡してほしい(具体的な返答期限は記載しておりません。)旨が記載されております。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、上記の2020年5月29日付モンゴル銀行宛て書面に対する返答があった場合等その他事前承認の取得に関して進展があり次第、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、公開買付者は、上記のとおり、公開買付期間を2020年7月2日まで延長したため、同年3月31日までに対象者株式を取得し同日を基準日とする配当を取得すること、同年3月中に本公開買付けの決済を行い対象者を子会社化すること、及び同年5月末までに対象者に対し役員を派遣することは困難な状況になりましたが、対象者を子会社化し、対象者に対し役員を派遣する方針に変更はなく、本公開買付けの終了後速やかに決済を行い対象者を子会社化するとともに、本公開買付けの終了後可能な限り速やかに対象者に対し役員を派遣することを予定しております。

(中略)

また、公開買付者は、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する同年5月29日付のモンゴル銀行宛て書面を、同年6月2日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出したことから、公開買付者は、公開買付期間を、同月22日(月曜日)まで延長し、公開買付期間を合計82営業日とすることといたしました。さらに、上記2020年5月29日付モンゴル銀行宛て書面に対する回答がモンゴル銀行から無かったため、対象者の要請に従い、ハーン銀行は、2020年6月8日、モンゴル銀行の担当者に事前承認の審査の状況について照会したところ、審査手続を進めていること及び審査のために追加の情報・書類を必要としていることを伝えられました(ただし、追加で必要な情報・書類の内容について具体的には伝えられておりません。)。その後、ハーン銀行は、対象者から、口頭のみならず文書でもモンゴル銀行の担当者に照会して欲しいと要請され、また、文書によって照会し、速やかな審査を望んでいる意思を明確にすることで事前承認の審査に要する時間の短縮にもなると考えたため、モンゴル銀行に対して、事前承認の申請を承認するか否か、及び、事前承認の取得に関して追加書面の提出を要求するか否かについて連絡することを要請する2020年6月9日付のモンゴル銀行宛て書面を提出したとのことです。公開買付者は、以上の経緯を、同月10日に、対象者から伝えられたことから、公開買付者は、公開買付期間を、7月2日(木曜日)まで延長し、公開買付期間を合計90営業日とすることといたしました。

(中略)

また、公開買付者は、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと等を要請する2020年5月29日付のモンゴル銀行宛て書面を、同年6月2日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。同書面には、公開買付者が事前承認の取得のためにモンゴル法上必要な全ての情報や本公開買付けの資金源に関する情報について補足説明する書面を提出したこと、そのため事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請すること、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡してほしい(具体的な返答期限は記載しておりません。)旨が記載されております。

さらに、上記2020年5月29日付モンゴル銀行宛て書面に対する回答がモンゴル銀行から無かったため、対象者の要請に従い、ハーン銀行は、2020年6月8日、モンゴル銀行の担当者に事前承認の審査の状況について照会したところ、審査手続を進めていること及び審査のために追加の情報・書類を必要としていることを伝えられました(ただし、追加で必要な情報・書類の内容について具体的には伝えられておりません。)。その後、ハーン銀行は、対象者から、口頭のみならず文書でもモンゴル銀行の担当者に照会して欲しいと要請され、また、文書によって照会し、速やかな審査を望んでいる意思を明確にすることで事前承認の審査に要する時間の短縮にもなると考えたため、モンゴル銀行に対して、事前承認の申請を承認するか否か、及び、事前承認の取得に関して追加書面の提出を要求するか否かについて連絡することを要請する2020年6月9日付のモンゴル銀行宛て書面を提出したとのことです。公開買付者は、以上の経緯を、同月10日に、対象者から伝えられました。なお、同書面には、具体的な返答期限は記載されておりません。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、上記の2020年5月29日付モンゴル銀行宛て書面又は2020年6月9日付モンゴル銀行宛て書面に対する返答があった場合等その他事前承認の取得に関して進展があり次第、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

(後略)

#### 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1)【買付け等の期間】

###### 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2020年2月20日(木曜日)から2020年6月22日(月曜日)まで(82営業日)
公告日	2020年2月20日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

(訂正後)

買付け等の期間	2020年2月20日(木曜日)から2020年7月2日(木曜日)まで(90営業日)
公告日	2020年2月20日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

## 6【株券等の取得に関する許可等】

(訂正前)

(前略)

また、公開買付者は、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する同年5月29日付のモンゴル銀行宛て書面を、同年6月2日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出したことから、公開買付者は、公開買付期間を、同月22日(月曜日)まで延長し、公開買付期間を合計82営業日とすることといたしました。

(中略)

また、公開買付者は、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと等を要請する2020年5月29日付のモンゴル銀行宛て書面を、同年6月2日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。同書面には、公開買付者が事前承認の取得のためにモンゴル法上必要な全ての情報や本公開買付けの資金源に関する情報について補足説明する書面を提出したこと、そのため事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請すること、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡してほしい(具体的な返答期限は記載しておりません。)旨が記載されております。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、上記の2020年5月29日付モンゴル銀行宛て書面に対する返答があった場合等その他事前承認の取得に関して進展があり次第、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、公開買付者は、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する同年5月29日付のモンゴル銀行宛て書面を、同年6月2日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出したことから、公開買付者は、公開買付期間を、同月22日(月曜日)まで延長し、公開買付期間を合計82営業日とすることといたしました。さらに、上記2020年5月29日付モンゴル銀行宛て書面に対する回答がモンゴル銀行から無かったため、対象者の要請に従い、ハーン銀行は、2020年6月8日、モンゴル銀行の担当者に事前承認の審査の状況について照会したところ、審査手続を進めていること及び審査のために追加の情報・書類を必要としていることを伝えられました(ただし、追加で必要な情報・書類の内容について具体的には伝えられておりません。)。その後、ハーン銀行は、対象者から、口頭のみならず文書でもモンゴル銀行の担当者に照会して欲しいと要請され、また、文書によって照会し、速やかな審査を望んでいる意思を明確にすることで事前承認の審査に要する時間の短縮にもなると考えたため、モンゴル銀行に対して、事前承認の申請を承認するか否か、及び、事前承認の取得に関して追加書面の提出を要求するか否かについて連絡することを要請する2020年6月9日付のモンゴル銀行宛て書面を提出したとのことです。公開買付者は、以上の経緯を、同月10日に、対象者から伝えられたことから、公開買付者は、公開買付期間を、7月2日(木曜日)まで延長し、公開買付期間を合計90営業日とすることといたしました。

(中略)

また、公開買付者は、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと等を要請する2020年5月29日付のモンゴル銀行宛て書面を、同年6月2日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。同書面には、公開買付者が事前承認の取得のためにモンゴル法上必要な全ての情報や本公開買付けの資金源に関する情報について補足説明する書面を提出したこと、そのため事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請すること、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡してほしい(具体的な返答期限は記載しておりません。)旨が記載されております。

さらに、上記2020年5月29日付モンゴル銀行宛て書面に対する回答がモンゴル銀行から無かったため、対象者の要請に従い、ハーン銀行は、2020年6月8日、モンゴル銀行の担当者に事前承認の審査の状況について照会したところ、審査手続を進めていること及び審査のために追加の情報・書類を必要としていることを伝えられました(ただし、追加で必要な情報・書類の内容について具体的には伝えられておりません。)。その後、ハーン銀行は、対象者から、口頭のみならず文書でもモンゴル銀行の担当者に照会して欲しいと要請され、また、文書によって照会し、速やかな審査を望んでいる意思を明確にすることで事前承認の審査に要する時間の短縮にもなると考えたため、モンゴル銀行に対して、事前承認の申請を承認するか否か、及び、事前承認の取得に関して追加書面の提出を要求するか否かについて連絡することを要請する2020年6月9日付のモンゴル銀行宛て書面を提出したとのことです。公開買付者は、以上の経緯を、同月10日に、対象者から伝えられました。なお、同書面には、具体的な返答期限は記載されておりません。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、上記の2020年5月29日付モンゴル銀行宛て書面又は2020年6月9日付モンゴル銀行宛て書面に対する返答があった場合等その他事前承認の取得に関して進展があり次第、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

(後略)

## 10【決済の方法】

### (2)【決済の開始日】

(訂正前)

2020年6月29日(月曜日)

(訂正後)

2020年7月9日(木曜日)

### 公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2020年6月18日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。